

「神奈川県生活環境の保全等に関する条例」及び「同条例施行規則」における 土壌汚染対策に係る規定を改正しました（平成31年4月1日施行）

本県では、平成31年3月22日に神奈川県生活環境の保全等に関する条例の一部を改正する条例を、同年1月29日及び3月29日に同条例施行規則の一部を改正する規則をそれぞれ公布し、いずれも、同年4月1日に施行することとしています。

この改正のうち、土壌汚染対策に関する主な内容は、次のとおりです。

1 汚染土壌による埋立て等の禁止等に係る規定の整備

県条例では、何人も汚染土壌を使用した埋立て等を行ってはならないこととし、当該土地の汚染土壌等の飛散、流出等に起因する公害を防止しています。

このたび、土壌汚染対策法の一部を改正する法律（平成29年法律第33号。以下「改正法」という。）により、汚染土壌の処理の委託の例外が追加（法第18条第1項第2号及び第3号）され、平成31年4月1日に施行されることに伴い、県条例における汚染土壌による埋立て等の禁止等に係る規定について、次の(1)及び(2)のとおり、同法との整合を図る改正を行うとともに、条例施行規則の規定を整理しました。

(1) 汚染土壌による埋立て等の禁止等（条例第58条の3第1項ただし書）

土壌汚染対策法（平成14年法律第53号。以下「法」という。）では、汚染土壌を指定区域外へ搬出する場合、非常災害の応急措置等を除き、同法に規定する汚染土壌処理業者への委託を義務付けていたところ、法に定める指定区域間における使用については、特例として委託を不要とする改正が行われました。

当該使用は、県条例上、禁止行為としている「埋立て等」に該当することから、改正法によって法の下で可能となる汚染土壌を使用した埋立て等を、条例における禁止の対象から除外するとともに、条例施行規則で定める例外措置のうち、法で管理される汚染土壌による埋立て等は、条例本則で例外措置として規定する見直しを行いました。

(2) 条例本則によるもの以外の汚染土壌による埋立て等の禁止等の例外措置（規則第48条の7）

上記(1)のとおり、法で管理される汚染土壌による埋立て等を、条例本則で例外措置として規定する条例改正を行ったことに伴い、このほかに例外措置とするものとして、規則各号において適切な措置が講じられた次の埋立て等を規定しました。

- ・ 特定有害物質等の飛散等の防止措置を講じた埋立て等
- ・ 指定施設（条例許可施設）における一時的な堆積
- ・ 特定有害物質等の飛散等の防止措置が講じられた一時的な堆積
- ・ 汚染された土地を含む一連の敷地内における一時的な堆積
- ・ 汚染された土地内で行う汚染土壌の埋め戻し

2 排煙規制対象施設からの汚染土壌処理施設の除外（規則第32条、別表第4）

県条例では、事業所において発生する排煙を大気中に排出する事業者に対し、規則で定める物質の種類ごとに、排煙量及び排煙濃度を測定し、記録等する義務を課しています。

この中で、同規則第32条第1項第4号においては、「炭化水素系特定物質」を排出する指定事業所及び土壌汚染対策法許可汚染土壌処理施設（埋立処理施設（省令第1条第3号）を除く。）の事業者を条例義務者として規定しています。

今般の法改正に伴う汚染土壌処理業に関する省令（以下「処理業省令」という。）の改正により、法許可汚染土壌処理施設として、「自然由来等土壌利用施設」（処理業省令第1条第5号）が追加されましたが、当該施設は、土木構造物等として利用される施設であり、大気汚染物質を排出する構造を持たないことから、当該処理施設を条例規制の対象から除外する改正を行いました。

3 特定有害物質等の見直し（規則第2条の4）

県条例では、土壌汚染を判断する基準として法の基準と同様の「土壌の汚染状態の基準」を定め、当該基準を超える土壌汚染が判明した場合、当該土地を汚染された土地として公表しています。

国は、中央環境審議会における答申を踏まえ、平成30年9月、法の特定有害物質として、既に規制されている「シス-1,2-ジクロロエチレン」に「トランス-1,2-ジクロロエチレン」を追加し、「1,2-ジクロロエチレン」とする法施行令の改正を公布し、平成31年4月1日から施行することとしました。

そこで、条例規則に定める土壌の汚染状態の基準についても、法との整合を図るため、1,2-ジクロロエチレンについては、「シス体に限る。」としていたところ、トランス体と合わせて「1,2-ジクロロエチレン」とする改正を行いました。

また、この規則改正に併せ、「特定有害物質又はダイオキシン類による土壌の汚染状態その他の事項の調査及び汚染土壌による人の健康又は生活環境に係る被害を防止するために講ずべき措置に関する指針」においても、同じく特定有害物質を見直すなど、所要の改正を行いました。